

年金

特定期間・特例追納制度
将来のために届け出・追納を

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

国民年金の第3号被保険者が、配偶者（第2号被保険者）の退職や本人の収入が増加したことなどによって扶養から外れた場合には、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。

■特定期間について

第1号被保険者への切り替え手続きが2年以上遅れ、時効により国民年金の保険料を納付することができなかった期間については、届け出により年金の受給資格期間に参入することができ、年金を受けとれない事態を防止できる場合があります（ただし、年金額には反映しませんのでご注意ください）。

■特例追納について

届け出により特定期間とされた期間については、平成30年3月31日まで、特定保険料を納付（特例追納）することで年金額を増やすことができる場合があります（すでに年金を受けとつ

ている方は、特例追納をしても年金額が増えない場合があります（す）。

○特例追納の対象期間

- ・特例追納する時点で60歳未満の方↓承認があった月前10年以内の期間
- ・特例追納する時点で60歳以上の方↓50歳以上60歳未満である期間

詳しくは、ねんきん加入者ダイヤルにお問い合わせください。
ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004

※050から始まる電話でお掛けになる場合は03-6630-2525

平成29年春季全国火災予防運動
期間 3月1日(水)～7日(火)

問 総務課 行政係 ☎77-3903

火災が発生しやすい季節です。火災を予防し、尊い生命や財産を守りましょう

国保

国保の加入・脱退
届け出は速やかに

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

新たに国民健康保険（以下、「国保」）に加入するときや社会保険などに加入して国保をやめるときには、必要書類を確認し、町民税務課国保年金係へ必ず届け出てください。

■国保に加入する場合

退職などをしたときに発行される証明書（資格喪失連絡票など）で日付を確認し、国保加入の手続きをします。退職前に国保加入手続きはできません。

■国保をやめる場合

就職などで社会保険証などが発行された後に、国保をやめる届け出を行ってください。届け

出が遅れると、国保税と保険料が二重に課される場合があります。

【注意】社会保険などに加入後、国保保険証を使って医療を受けようとする場合、町が負担した医療費を返還していただくことになります。必ず保険証が変わったことを医療機関に伝えてください。

どんなとき

- ・職場の保険をやめたとき
- ・扶養から外れたとき

- ・職場の保険に加入したとき
- ・扶養に入ったとき

届け出に必要なもの

印鑑・職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失連絡票など）
世帯主および国保に加入する方の個人番号が分かるもの
※60歳以下の方は年金手帳など、基礎年金番号が分かるものをお持ちください

印鑑・新たに加入した全員の社会保険証など・国保の保険証
世帯主および国保をやめる方の個人番号が分かるもの

課税

地籍調査終了後の土地課税 評価額の変更にご注意

問 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

町では、税負担の公平性やこの原則に基づき、地籍調査が終了し、賦課期日（1月1日）までに登記簿に登記された土地は、登記地積で評価して課税を行います。

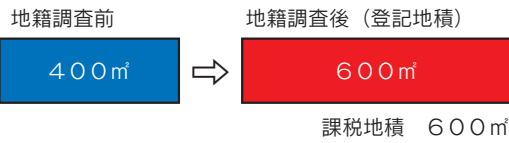
土地の固定資産税は、地籍調査により登記地積が減少した場合は減少後の地積で、増加した場合は増加後の地積で評価して課税します。また、土地の分筆や合筆、地目変更があった場合も登記簿に登記された内容で評価して課税を行うこととなります（ただし、地目については利用状況によって課税することになりますので、登記簿と異なる

場合もあります）。

そのため、地籍調査が終了し、登記簿に登記された土地の地積や地目が変わった場合、固定資産税が増額になる場合も考えられますので、ご理解とご協力をお願いします。

※現地立ち会いが終了していても、新しい面積や地目などが登記されない限り、評価額は変わりません。

例1 地籍調査で地積が増えた場合

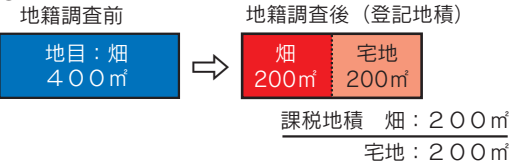


例2 地籍調査で地積が減った場合

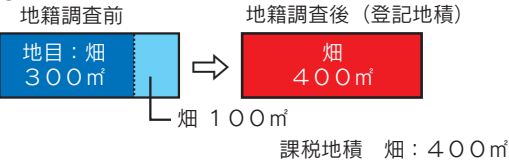


例3 分筆・合筆により面積が異動した場合

①分筆による場合



②合筆による場合



資産

固定資産税課税台帳 縦覧は4月3日から

問 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

縦覧と閲覧の際に行う本人確認には、マイナンバーカード、運転免許証または健康保険証などが必要です。また、代理人の方は必要書類をご確認の上ご来庁ください。

縦覧

自己所有資産の評価額が適正であるか確認をしていただく制度です。その趣旨からはずれる場合は、お断りすることがあります。

■期間 4月3日(月)～5月1日(月)（土・日・祝祭日を除く）

■場所 役場町民税務課課税係

■手数料 無料

■縦覧できる方

- ①町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族
- ②納税管理人

閲覧

「固定資産税課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認するもので、本人の所有する物件のみ閲覧できます。

■期間 通年。平成29年度分は4月3日(月)から（土・日・祝祭日を除く）

■場所 役場町民税務課課税係

■手数料 縦覧期間中は無料。その他の期間は有料。

■閲覧できる方

- ①町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族
- ②納税管理人
- ③借地人および借家人
- ④固定資産を処分する権利を有する方

縦覧・閲覧に必要なもの

- ・納税義務者の本人確認書類
- ・代理人の場合は委任状と、代理人の本人確認書類
- ・法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状
- ・借地人や借家人などその他の場合は、閲覧する権利を有することがわかるものと、申請者の本人確認書類
- ・印鑑

※本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証など